

本定例会に付議された議案件名

- 議案第38号 平成17年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 宝達志水町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 宝達志水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 議案第44号 宝達志水町立志雄小学校体育館等耐震補強及び大規模改造工事請負契約の変更について
- 議案第45号 羽咋郡市広域圏事務組合理約の一部変更について
- 議案第46号 宝達志水町新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区、第2工区）請負契約の締結について
- 発議第4号 道路整備促進に関する意見書について
- 認定第1号 平成16年度志雄町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成16年度志雄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成16年度志雄町老人医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成16年度志雄町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成16年度志雄町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成16年度志雄町水道事業会計決算の認定について
- 認定第7号 平成16年度志雄町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 認定第8号 平成16年度押水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成16年度押水町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の認定について
- 認定第10号 平成16年度押水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第11号 平成16年度押水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第12号 平成16年度押水町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第13号 平成16年度押水町水道事業会計決算の認定について

- 認定第14号 平成16年度押水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第15号 平成16年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第16号 平成16年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第17号 平成16年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第18号 平成16年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第19号 平成16年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 認定第20号 平成16年度宝達志水町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第21号 平成16年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第22号 平成16年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第23号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について

平成17年9月16日（金曜日）

出席議員

1 番	中 田 良 一	17 番	金 田 之 治
2 番	津 田 勤	18 番	安 達 市 朗
3 番	中 谷 浩 之	19 番	小 島 昌 治
4 番	岩 池 齊	20 番	小 寺 進
5 番	岡 山 信 秀	21 番	土 上 輝 男
6 番	宮 本 満	22 番	北 信 幸
7 番	川 崎 與 一	23 番	浜 谷 康 信
9 番	林 一 郎	24 番	北 橋 俊 一
10 番	岡 山 好 作	25 番	塚 本 哲 雄
11 番	宮 城 昌 保	26 番	中 橋 弘 次
12 番	守 田 幸 則	27 番	因 幡 栄 市
13 番	北 本 俊 一	28 番	近 岡 義 治
14 番	中 川 信 夫	29 番	中 村 建 治
15 番	畑 谷 正	30 番	松 田 眞 計
16 番	淺 川 治 彦		

欠席議員

8 番 岡 野 茂

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
助 役	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情 報 推 進 室 長	鍛 冶 一 良
企 画 財 政 課 長	米 谷 勇 喜

住民課長兼志雄 窓口センター長	田 中 外志治
税務課長兼押水 窓口センター長	太 田 永 作
環境安全課長	田 村 淳 一
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	藤 本 和 善
建設課長	中 村 清 長
上下水道課長	上 井 信 昭
学校教育課長	赤 池 礼 子
生涯学習課長	山 田 久 延
会計課長	山 本 外志男
志雄病院事務局長	山 本 実
企画財政課長補佐	松 中 和 彦

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第38号から認定第23号まで
- 日程第 5 一般質問

開会・開議

議長（松田眞計君） ただいまから平成17年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は29名であります。よって、地方自治法第113条の規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（松田眞計君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、18番 安達市朗君、19番 小島昌治君を指名いたします。

会期の決定

議長（松田眞計君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月21日までの6日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの6日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（松田眞計君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

本会議の説明員の職、氏名及び諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

町長提出議案の上程・説明

議長（松田眞計君） これより、本日町長から提出のありました議案第38号 平成17年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から認定第23号 平成16年度国民健康保険志雄

病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日、ここに平成17年第3回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず御応召賜り、心よりお礼を申し上げます。

さて、宝達志水町が誕生し、はや6カ月が経過し、また、台風シーズンである9月となりましたが、それを象徴するかのように先般、二つの大きな話が国内外に吹き荒れました。

一つは、郵政民営化の賛否を国民に問う選挙と政府が位置づけた第44回衆議院議員総選挙であります。

今回の衆議院総選挙は、郵政民営化の是非を最大の焦点とし、小泉内閣の構造改革に対する抵抗勢力、あるいは刺客候補などなどの言葉が踊る劇場型選挙になったことから、国民にしてみれば極めてわかりやすい選挙の構図が組み立てられ、有権者の関心が非常に高まった選挙でありました。そうして、その結果は御承知のとおりであります。

この選挙により今国民が真に求めておるものが明白になり、郵政民営化を改革の本丸と位置づける小泉内閣の構造改革に大きな期待を抱くと同時に、この構造改革がこれからの日本を支える確固たる礎にならんことを切に願うものであります。私といたしましても、あすの宝達志水町の礎となる行財政改革大綱を本年度中に策定し、健全なる町政運営に鋭意取り組む所存でありますので、よろしく願いいたしたいと存じます。

しかしながら、改革には例外なく痛みが伴うものであります。今後、政府が推し進める構造改革、特に三位一体改革すなわち国庫補助負担金や地方交付税の減額、税源移譲などは、本町のような中山間地を抱える地方自治体にとってはその影響は非常に大きく、町税収入の低迷とあわせて大変厳しい財政運営が迫られることとなります。私はその痛みを町民の皆さんの御協力のもと克服し、本町の未来を築き上げてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

このように我が国の政局に吹き荒れたあらしのほかに、自然の猛威という、人間の手ではいかんともしがたいあらしも吹き荒れました。このあらしは米国のルイジアナ州ニューオーリンズを襲った過去最大級のハリケーンや、先日九州地方を襲った台風14号によってもたらされた甚大な被害は、人間の力が自然という巨大な力の前ではいかに無力であるか

と思知らされるものであり、被災地や被災された方々の一日も早い復興を願うものであります。

次に、御報告を1件申し上げます。

先般、平成17年度宝達志水町青少年国際交流事業の派遣事業として、8月12日から8月24日まで、安達市朗議員を団長に中学生、高校生合わせて13名がオーストラリアのヌーサ市を訪問し、また、8月17日から8月27日にかけて、河村富士樹押水中学校教頭を団長に中学生、高校生合わせて8名がフィンランドのタンペレ市を訪問してまいりました。いずれも現地のホームステイや体験入学を通じて異国の文化をしっかりと学ぶことができ、これからの国際社会に対応できる視野と感覚を身につけると同時に、かけがえのない経験ができたものと思っております。

それでは、本日の議会に提案します提案理由について順次御説明申し上げます。

御提案いたしました案件は、議案8件、認定23件であります。

まず初めに、議案第38号 平成17年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,465万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,206万4,000円とするものであります。

それでは、歳出予算の補正内容について、順を追って御説明いたします。

まず、議会費においては、県、郡議長会負担金の確定に伴い、所要額を追加計上いたしております。

総務費では、町有施設のアスベスト調査に係る経費初め、防犯活動の一層の啓発を促進するため防犯シートの購入経費などの所要額を追加計上するものであります。

民生費では、介護保険の給付見直しに係る一般会計が負担すべき経費、また保育所にあつては緊急を要する修繕経費など、所要額を追加計上するものであります。

衛生費では、志雄病院の耐震診断、アスベスト調査など、並びに押水クリニックの医療機械修繕に係る一般会計が負担すべき経費などを追加計上するものであります。

農林水産業費では、土地改良施設、圃場整備策定経費などを追加計上するものであります。

商工費では、町内商工業者の経営改善及び地域の発展と活力ある地域づくりを推進するため、町商工会への商品券発行事業に対し助成すべく、これに要する経費を追加計上するものであります。

土木費では、幹線道路網の維持管理及び整備に関する所要額を追加計上し、生活基盤整備の推進を図るものであります。

消費費では、消防南分署増築に伴う所要額を追加計上するものであります。

教育費では、各小学校管理費、押水少林寺拳法クラブ、町ゲートボール協会及び志雄ミニバレーボールクラブの全国レベルの大会への派遣に係る所要額を追加計上するとともに、岡部家・喜多家保存経費として、岡部家敷地内の倒木の整理に要する経費及び国指定重要文化財である喜多家の維持・保存や公開事業に要する経費を合わせて追加計上するものであります。

災害復旧費では、去る7月の梅雨前線豪雨により被災した箇所の復旧事業に係る経費の追加計上であります。

以上が歳出予算の主な内容であります。財源となります歳入予算では、地方交付税、分担金、負担金、県支出金を充てるものであります。

次に、議案第39号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,217万8,000円を追加計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億601万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、介護保険法などの一部改正により低所得者の負担軽減を図るため、介護給付費を追加計上するものであります。

また、健全な運営と安定化に資するため基金の積み立てを行うとともに、平成16年度の介護給付費の精算により県負担金を返還するものであります。

歳入については、国庫支出金、繰入金等を充てるものであります。

次に、議案第40号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,168万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、継続した医療サービスの提供のため医療機器の修繕を行うものであります。

歳入については、一般会計からの繰入金をもって充てるものであります。

次に、議案第41号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、既設予算額に資本的収入で312万円、資本的支出で624万1,000円を増額するものであり、差し引き総額の312万1,000円については、過年度分損益勘定留保金で補てんするものであります。

補正の内容についてであります。収入では一般会計からの繰入金を増額、支出では耐震診断業務委託料と医師住宅の修繕工事費の計上が主なものであります。

次に、議案第42号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、さきの第2回町議会定例会で私の期末手当を当分の間支給しない旨の条例を御承認いただいたことを受け、今般、助役及び収入役からも本町の特別職の職員として率先して範を示したいとの申し出があったことから、助役におきましては期末手当を100分の15、収入役におきましては期末手当を100分の10、それぞれ現行の額から減じたいとするものであります。

次に、議案第43号 宝達志水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、昨年の地方公務員法の改正により本町の人事行政の運営などの状況を公表することが求められていることから、今回、条例を制定するものであります。

次に、議案第44号は、第2回町議会定例会において御承認をいただいた宝達志水町立志雄小学校体育館等耐震補強及び大規模改造工事明許分の請負契約の一部を変更し、工事請負変更契約を締結することについて御承認をお願いするものであります。

変更する工事内容といたしましては、児童の安全を図るために体育館の外壁の補修工事を行うものであります。

次に、議案第45号は、羽咋郡市広域圏事務組合同規約の一部変更についてであります。

先般、羽咋郡市広域圏事務組合同規約が一部変更されたことに伴い、構成市町議会の議決が必要となったため、今定例会において御承認をお願いするものであります。

その内容といたしましては、羽咋郡市広域圏事務組合同議会議員の定数及び選出区分、議会費に係る経費の支弁方法について変更するものであります。

続いて、認定第1号から認定第23号までにつきましては、平成16年度の旧志雄町、旧押水町及び宝達志水町の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、8月18日、19日の2日間にわたって行われた決算審査における町監査委員の意見を付して決算書及び主要政策の成果などに関する説明書を提出し、認定を賜りたいとするものであります。

旧志雄町における平成16年度の予算編成及びその執行に当たっては、合併推進経費、子育て支援対策、教育環境の整備、住居環境の充実、上下水道及び幹線道路網の整備促進、介護保険制度の安定運営と高齢者・障害者福祉サービスの充実、国際交流の推進など、各種政策課題に積極的に取り組んできたところであります。

また、旧押水町における平成16年度の予算編成及びその執行に当たっては、厳しい財政のもと、町民一人一人が何を考え何を求めているかを念頭に、新町誕生に向け、保健・医療・福祉の充実、生活環境の整備、産業の振興、生涯学習の推進などもろもろの政策課題に積極的に取り組んできたところであります。

なお、旧両町の決算額につきましては、閉町となった平成17年2月28日をもって調整したものであり、不用額となったもののうち未執行のものについては新町に引き継いで対応しております。

次に、平成16年度宝達志水町の予算編成及びその執行に当たっては、今ほどの旧両町において未執行となったものを引き継ぐとともに、新町の行政運営に支障を来すことのないよう、平成17年3月中に必要となる予算を計上し、執行したところであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、議会におかれましては何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようよろしくお願い申し上げ、私の提案理由の説明といたします。

質 疑

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

ここで、議案第38号から認定第23号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

一般質問

議長（松田眞計君） 日程第5 一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

1番 中田良一君。

〔1番 中田良一君 登壇〕

1番（中田良一君） 私は今回、少子化対策の一環として、多目的公園の建設を進めてはどうかという点について質問したいと思います。

現在、我が国において深刻な問題であります少子化対策であります。国、県、各自治体ではさまざまな取り組みが進められ、我が町でも延長保育や乳児保育、さらには学童保育といった各種サービスの充実を図り、子供が健やかに育ち、親が安心して育てられる環境づくりを柱とした取り組みが町の方針として示されております。

そこで、子供たちが健やかに育つためには一体何が必要かということです。最近の子供たちは保育所や学校から帰宅して何をしていると思われませんか。休日にしても同様です。大半が自宅や友達の家でゲームをして遊んでいるのではないのでしょうか。

その原因の一つとして、外に行っても遊ぶ場所がない、少しぐらいあっても遠い、場所が狭い、遊具が少ないなどの幾つかの理由が考えられると思います。当町にも町の管理する公園や幾つかの集落にある子供の広場等がありますが、遊具の老朽化や雑草が伸びて害虫などが多いため、余り利用されていないように思います。「今はほかの町にある大きな公園へたまに連れていくけど、うちの町にもあんな公園つくってくれんけ」とか、「あんな公園あったら最高やわ」といった要望が多くの保護者の方から私のもとへ寄せられております。

そこで、多目的に利用できる大きな公園を建設してはどうかという提案をいたしたいと思います。公園の中身に関しては、一つの例としまして、おじいちゃん、おばあちゃんはグラウンドゴルフ、そのお孫さんは広場や遊具で遊んでいる。少し離れた場所でお父さん、お母さんが昼食用のバーベキューの準備をしている。こういった、家族あるいは親戚、友人と一緒に一日過ごせるような規模の公園が理想だと思います。子供たちにとっては、屋外で思い切り遊んだり走り回ったりして健やかな心や体をはぐくんだり、人と人のつながりの大切さを学ぶ絶好の環境ではないかと思えます。

公園建設に際しましては、町財政の厳しい状況ではありますが、国や県などの補助なども得られるようなことも耳にしたことがございます。補助金等の問題も十分調査していただきまして、執行部の御理解を賜り、前向きな御答弁を期待して質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、1番議員さんの御質問にお答えいたします。

まず第1点目の、子供向けの公園整備が必要でないかということにつきましては、公園整備は、私は子供向けの公園ということにこだわらず、今ほど議員さん質問されたとおり子供さんからまたお父さん、お母さん、お年寄りまでが一同に安心して遊び、集い、そしてコミュニケーションが図れる施設が一番大切だと思っております。そうも考えております。

今、核家族化が進む現代では、若い人とお年寄りのコミュニケーションが希薄になっております。これはもう事実でございます。これをやはり解消し、世代間コミュニケーションをうまく図るためにも、公園整備については幼児からお年寄りまでが利用できる多目的な運動公園が必要だと考えておりますので、現在のやはり公園施設の有効利用をさらに第一に考えながら、今後充実を図っていかねばいけないと思っております。

次に2点目、大型の公園を整備するための補助金の有無についてでございます。

これはやはり、現在、公園を整備するための補助金としては、小規模なものにつきましてはコミュニティ補助金がございますが、これは限られたものでございます。しかし、大規模な公園整備については、町の規模等も関係しますが、国土交通省管轄の特定地区公園すなわちカントリーパーク整備補助金があります。

この補助金の内容についてでございますけれども、これは用地取得費につきましては3分の1、施設費につきましては2分の1となっておりますが、この採択要件は極めて厳しいものとなっております。御理解賜りたいと思います。

また、3点目の、現在の公園、押水運動公園、そして志雄運動公園あるいは白虎山運動公園については、拡張あるいはまた拡充は可能かという質問についてであります。町民の皆さんの御意見を伺い、また、議会の皆さんとも相談の上、必要ならば拡張、拡充を図らなくてはならないと考えております。現状を踏まえると、拡張などについては厳しいと思っておりますけれども、中身の拡充については若干できるんじゃないかなと考えております。

しかし、子供たちが親しみを持てる公園とするためにも、遊具などの整備については補助事業を有効にやはり活用しなければならない。そうして進めたいと考えております。また、今後、我が町におきましては町総合計画策定をやりたいと思っております。宝達志水町として今後いかなる町にするかというしっかりとした町総合計画の策定の中で、現在ある公園も含めて、子供さんからお年寄りまでそれぞれ使えるような公園整備も含めて、この整備計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどを賜りたいと

思います。

以上、1番議員さんの質問に答えさせていただきます。

議長（松田眞計君） 次に、3番 中谷浩之君。

〔3番 中谷浩之君 登壇〕

3番（中谷浩之君） 私は、今定例会に提出された補正予算に関し質問いたしたいと思
います。

まず第1点目に、本町におけるアスベスト対策についてお聞きいたします。

アスベストは、耐火・耐熱にすぐれ、断熱や防音材など建材を中心に使われてきました。
特に工業が発達した1960年代から日本に大量に輸入され、身近なところでは家庭用品のヘ
アドライヤーの取り付け部分、自動車のブレーキなどにも使用されております。

ところが、アスベストによる健康被害は潜伏期間が20年から40年を経て発症するといっ
た深刻な社会問題となっており、政府は石綿特有のがん・中皮腫を発病したり死亡した被
害者救済のため、新規の特別立法制定を検討していると言われております。

本町施設へのアスベスト使用は、主に防湿や耐火効果をねらった機械室や車庫、倉庫な
どは隔離されているとはいえ、学校や病院、体育施設の場合、除去や飛散防止工事を先延
ばしするわけにはいかないと考えております。

本町にあっても、今定例会に公共施設を対象とした成分分析経費が計上されていますが、
今回の成分分析調査対象の施設の範囲と調査結果に対する対応策について、どのような方
針で取り組むこととしているのかお聞きいたしたい。

また、アスベストの使用が確認されたり劣化が確認された場合、除去や飛散防止工事を
施すこととなるが、吹きつけアスベストの除去作業の目安によると、アスベスト1平米当
たり2万円から6万円に達するとも言われており、対策に対する財源の確保についてどの
ような見通しを持っているのかお聞きいたしたいと思います。

第2点目、志雄病院の耐震診断についてお聞きいたします。

昨年、厚生労働省の調査によると、阪神・淡路大地震後全国で指定された災害拠点病院
のうち半数近くが、地震構造や災害臨時ベッドの備蓄倉庫など設備面の基準を満たしてい
ないとの報告がなされております。

診断が浸透しないのは病院の厳しい経営環境が一つの理由で、「耐震診断をしたいが膨
大な改築や補償費も考えなければならない」と資金面がネックになっているのと、建てか
えが必要と診断され、入院患者に「この病院は危ない」という悪いイメージを植えつけな

いかと不安視する意見がありました。最も安全であるべき病院が被害によって支障を来してはならないとも考えられ、今定例会に病院耐震業務委託料を計上しているが、体育施設と違い病院の特殊性を考えると診断後早急に工事をすべきと考えるが、診断後に想定される計画をお聞かせ願いたい。

3点目、今の志雄病院に関連してなんですけれども、まちづくり計画における志雄病院の取り組みについてお聞きいたしたいと思います。

まちづくりビジョンでは志雄病院の改築を盛り込んでおりますが、国では財政難を背景に病院の再編・合理化を提案しており、今後は存続をかけた議論も必要と考えるが、今後どのように具体的に取り組んでいかれるのかお聞かせ願いたい。

以上で私の質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 3番議員さんの御質問にお答えいたします。

本町におけるアスベスト対策についての質問でございました。

まず、本町におけるアスベスト対策について、まず調査施設の範囲及び調査方法についてでございます。

今問題となっているアスベストの使用実態については、国から平成8年以前に竣工した公共施設における吹きつけアスベストの使用の有無の調査依頼——これは各省庁によって調査対象が多少異なるわけでございますが——ありました。

本町における約230棟の町立施設のうち、木造及び車庫など簡易施設を除く約110種の施設について、それぞれ建築設計士に依頼し該当施設の設計図書を確認するとともに、巡回し、疑わしき吹きつけあるものにつきまして18施設のサンプル採取を現在行っております。

それらの中で吹きつけ物質が確認された場所は、主に天井裏など囲い込みがなされている場所や、機械室で日常的に住民に直接飛散するおそれがない箇所がほとんどであったと聞いております。

今回それぞれ採取したサンプルの分析調査を委託し、アスベストが含まれているか、また含まれていればその含有率が1%を超えるか否かの実態を十分に調査することとしております。

そして、次にこの結果に対する対応策についてでございますけれども、分析結果にもよりますが、アスベストが含まれていることが判明すれば、その使用状況を踏まえ、飛散防

止の処置を行うか除去が必要かを判断し、その対策を今後講じることといたしておりますので、御了承を賜りたいと思います。

なお、天井裏など既に囲い込みがなされているものは直接飛散することはないと思われませんが、対応については今後の検討課題としたいと考えております。

なお、財源確保についてでございますけれども、今のところ補助金等はありませんが、今後、国、県の公共施設に対する政策をやはり注視していかなければいけないと思っております。これは全国的規模の問題でございますので、それぞれやはりこういったものについての補助については国、県へ働きかける必要があると考えておりますので、御了承賜りたいと思います。

次に、志雄病院の耐震診断委託料を計上しているが、診断後に想定される耐震工事までの計画についての御質問でございます。

病院耐震診断、この業務を委託したわけございまして、耐震改修促進法に基づきまして、昭和56年以前に建築された志雄病院の中央棟、そして西病棟、そして診療棟等について、新基準での耐震につきまして現在適否の診断を受けているわけでございます。

診断後は、その結果内容により耐震補強が必要となれば、この耐震補強計画の策定が求められます。日数としてはやはり3カ月から4カ月の業務期間が見込まれているわけでございます。また、この計画策定後には石川県耐震診断等第三者による評定委員会等も得てのことでございますので、これらにもやはり2カ月から3カ月が必要だと伺っております。さらにこの後実施計画にも3カ月が必要だと見込んでおりますので、かなりの期間を要するわけでございますので、これらの期間を有してその後に耐震補強についての工事を施工したいと考えております。

なお、今年度は入念な診断と適切なる補強計画の策定を進めていただき、次年度にそういったものを実施計画し、19年度には工事に着手したいということで御理解を賜りたいと思います。

次に、まちづくりビジョンの中に志雄病院の改築を盛り込んでいるが、その点についての御質問でなかったかと思えます。

志雄病院は現在、町民が安心して暮らせ、患者さんに優しく、信頼される病院づくりに向け、現在、院内一丸となって努力をしているところでございます。また、地域医療機関として長年この地域に根差した、地域にとって大変大切な医療機関でございます。そういったことを十分に踏まえて、今後さらに医療保険制度・介護保険制度の改編相次ぐ中でご

ざいますけれども、地域の要望にこたえられるよう医療・保健・福祉と連携を強化し、地域に根差した良質で安全な医療を継続すべく、健全経営に努めてまいりたいと思っております。

また、今後は今なすべき課題に適切に取り組みながら、病院機能の再編、病院相互の連携をやはり視野に、地域住民の医療ニーズに的確にこたえていくためにも、その基幹医療施設として必要なことについては十分認識しております。

ただ、これからの問題につきましては、広域病院との絡みもございます。そういったことを含めて、所管の教育厚生常任委員会を初め議会の皆さんと積極的な検討の機会を設けて、今後進めていきたいと考えております。

議員各位におかれましても、どうぞ御理解を賜りますことをお願い申し上げまして、答弁を終わらせていただきます。

議長（松田眞計君） 次に、11番 宮城昌保君。

〔11番 宮城昌保君 登壇〕

11番（宮城昌保君） 私は介護保険料、保育料、国民健康保険税などの一本化についてお尋ねいたします。

新町発足後、既に半年経過しました。志雄、押水合併協議会から新町に調整をゆだねられた特に介護保険料、保育料、国民健康保険税は、町民の負担格差が大きく、行政の公平性から言っても早く一本化しなければならない問題と考えます。

私はできるだけ早く一本化を求めるものでありますが、当局における一本化の見通しなどをお尋ねいたします。

終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 11番 宮城議員さんの御質問にお答えいたします。

介護保険料、保育料、国民健康保険税の一本化についての御質問だと思います。

介護保険につきましては、御承知のとおり旧町それぞれの保険料で運用されておりますが、平成18年度から統一した保険料とすることが合併協議会で協議されております。

それを受けまして、保険料の一本化につきましては、第3期介護保険事業計画の中で新しい保険料を決定いたしますが、現在その策定業務に取りかかっているところであります。

その業務の中で、当町における介護サービスの現況を踏まえ、今後3年間を見通しての

人口、要介護者数の推移、各種サービス供給量の把握を行った上で計画を樹立し、保険料を決めてまいります。

なお、その内容について審議していただくために、今後は10月上旬に組織する介護保険策定委員会の中で保険料を含め計画に関する意見を拝聴しながら、12月定例会に中間報告をし、3月定例会に介護保険条例を提案し、18年度に介護保険料を一本化し、平成18年4月1日から実施してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税についてでございますが、これも御承知のとおり、合併協議会において18年度から統一した税率とすることで一致しております。

なお、税率の一本化につきましては、地域の特性に応じた安定的な運営を行うために、過去の運営状況、将来の人口推移、国庫補助金の推移などを調査検討し、これも10月上旬に予定している国保運営協議会での意見を拝聴しながら、できればこれも12月定例会に国民健康保険税条例を提案し、平成18年度から一本化し、これも平成18年4月1日から実施していきたいと考えております。

次に、保育料の一元化でございますが、これも平成18年度中に調整をしたいという考えで臨んでおります。それぞれ旧町においては、旧志雄町では6階層、旧押水町では7階層と、所得階層によって相違がございます。

個人負担は低く、サービスは高くの合併理念のもと、仮に旧志雄町の保育料に合わせるとなると、旧押水町の保護者にとってはそのメリットは大きく、旧志雄町の保護者にはほとんどメリットがない状態になります。

しかしながら、これら厳しい財政状況の中で、すべての階層において旧志雄町の保育料に合わせることで、全体的には措置に対する保育料の占める割合が小さくなることから、また、財源の確保が大変困難となる見通しになります。加えて、国の措置費もなくなったことから、応分の負担をお願いすることも考えられます。

そういったことを踏まえて、合併協議会で平成18年度に保育料を統合するとの方針から、現在、保育料の一本化に向けて3案ほどの資料づくりの準備を進めております。素案ができた段階で委員会すなわち委員協議会等で審議をしていただき、できれば12月定例会に保育料の徴収条例を提案したいと考えております。これもあわせて平成18年4月1日から実施していきたいと思っておりますので、御了承賜りたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（松田眞計君） 次に、15番 畑谷 正君。

〔15番 畑谷 正君 登壇〕

15番（畑谷 正君） ちょっと金田議員、広報委員長にお願いがあるんですけど、私原稿を家に忘れてきたんでちょっと要らんことを言うかもわかりませんから、広報のあれのとき削除して、お願いします。

それでは私は、町長、私は平成3年に町会に立候補して今町長は3人目ですね、つき合いさせてもらうのは。ひとつ、一番最初の勝二幸作さん、この人はやっぱり私は今でも記憶しとるんです。あの人は下水道は本当に県内市町村で早く手がけて、県内でもやっぱり一番早かったです。そして、私はあるとき仲のいい議員と町長室に行って、「ゴルフのちょっと何か補助金をもらえんかねえ」とこう言ったことがあるんです。今でも十何年前のこと、覚えているんです。そして、「畑谷、おまえあれゴルフするもんが補助金、だらなこと言うな」って、こんなように答えた。わしはそれ聞いて「ああ、本当にそうだよな」と私は思いましたよ。勝二幸作さん、本当にやっぱり数字にやっぱり強い人でした。

そして中西町長は、勝二幸作さんはああいう形で他界されましたけど、それから県から引っ張られた中西さんでしたね。中西さんも1期目はまだ本当に結構まじめにやとったんです。3期目からこれはまたあんだ、定数はとにかく勝二幸作のときはたしか十何年前の記憶によると136名やったかね。そして、中西さんになってから——ちょっと今度資料、今、ちょっと違ったら総務課長、別なところで資料、私もし間違うとるかもわからんけど、記憶に覚えとることを。そしたら、中西さんでもう定数関係ないんやわ。施設管理公社、社会福祉、全部粹関係ない。だから、中西町長になってから恐らく職員はもうおら四、五十人ふえとるんじゃないかなと思う。それで、あげくの果て、最後は2年間昇給停止。中西さんの最後すべてそんなんですよ。土地開発公社の専務理事をしたのも最後、いろんな形でこう分かれている。すべてそんな中西さんの——こういうことはみんな削除して結構なんですよ。今、私はこの今、特別のこれ政治責任の話をしとるんで。その中にいたのは今の中江助役、今恐らく収入役やったですかね。それみんな知っとるわけですよ。土地開発公社の借金も十七、八億円。これも私1回言ったはずですよ。町長室に座っとらんとちゃんとトップスリー頑張らんかいと言って。最後やったん何やというたら検討委員会、この地面をどこをどうするって何も関係なしに地面買うてるんやもんね。その中にいたのは中江助役なんですよ、正直な話。

これはね、土地開発、これ全部借金なんですよ。今バブルで恐らく、中谷議員さん、これ銀行にいったら不良債権って言いますね、これは、完全に。平成12年か、土地がぐーっ

と下落しとるのに、なおかつまだ土地さわっとる。去年の12月、どんだけあなた土地で処分したと思う、合併協議会のお金で。そういうことを言って、助役さんがそれは多少とめないかんげんね。そしてプラス放牧場まで買うと言ってんよ、最後。ねえ、助役、そやる。そんな中に入って、私、あんたこう言ったらあなたすべてみんな志雄の人、あなたのこと目行きますよ。はっきり言って。最後これ、私うまくこれ整理すればでいいですよ、これ決算どうするんですか。

私は、去年一般質問で……

〔発言する人あり〕

15番（畑谷 正君） いやいや、もう。私は思うように述べさせてもろう。

去年、土地開発公社の一般質問をしたんです。職員でしかわからないことを私は一般質問したんです。そしたら、あなた犯人探しやったでしょう。違うと言ったらこれ言ってくださいよ。

それと私、前当選してしばらくして、あなたにこう言った、助役のときに。「何か下見たらもう役場の周りは草だらけ、あれ何とかならんがかい」とこう言ったことがある。あなた返事なかったやろ。

まだいろいろ細かいことありますよ。そういう人がこれから助役になって、どうしてこの上司をまとめていけるんですか。やっぱり人格、識見すべてが立派でなかったらだめですよ。私がこう言ったら、「畑谷さん、ちょっと。これはやっぱりこうやってこうしてこうやって解決せんと、町長に聞いて」と答えるのが筋でしょう。私は今、こんな——どうでもいいんですよ、こんな話は。私、収入役に対しては気の毒やと自分思っとる。やっぱり町をよくするためには、やっぱり膿を出し切らな。私はそれであなた、助役になったから町長の一緒な道歩くと思ったよ。野党も与党もないですよ、この問題は。これからいい町つくるには。そんな、私、人事異動でも、役場のこれ見ても、すばらしい一方なんよ。施設管理公社の今の課長、あの人は一般質問で一番短くて早くてわかりやすい説明したんですよ。

これ以上私は皆さん怒っとるさかい言いませんけど、もうそういうことで、私はこの政治責任を、こんな金額なんてこれどうでもいいんですよ。みんなあなたのところへ行くんやよ。この今いろんな問題これ出てきとるが、押水の問題は。私はこれ一番心配しとるんですよ。

そういうことで、私、終わります。いや、助役さんの一応答弁お願いします。今言った

ことに。

議長（松田眞計君） 畑谷議員さんのおっしゃることは、大変失礼ですけども、通告が参っております。その通告と異なっておると申しませうか、そういうことでございますので、これは答弁はいかなものかなと、このようには思っております。

それではまた後ほどお互いにお話をさせていただければ結構かなと、このように思いますので、一応答弁なしということで御了解賜りたいと思います。

畑谷さん、そのようによろしく願いいたします。

15番（畑谷 正君） いいですよ。私は個人に言ったんじゃないで、あくまで収入役、助役に対して言ったんで、それだけはわかってほしい。それだけ頑張るとる責任があるんですよ、責任。あなた方プロですよ、この特別職は。

〔発言する人あり〕

議長（松田眞計君） 次に、5番 岡山信秀君。

〔5番 岡山信秀君 登壇〕

5番（岡山信秀君） それでは、一般質問を行います。

6月定例会において本年度の実質予算が計上され、3カ月になるわけでございますけれども、合併間もないことでまだ役場の職員間では、各課においては軌道に乗らない事業、また順次進んでいる事業等もあろうかと思いますが、次の3点について進捗状況と考え方について質問いたします。

1点目に、6月定例会の提案理由の説明で、町長は本年度特に力を入れたい3つの施策を申し上げております。

その中で、今後の企業誘致を強力に推進するため、企業誘致促進委員会を設置するとともに、宝達志水町のトップセールスマンとしていつでもどこでも出向く所存であると言われておられるところでございますけれども、きょう現在、この企業誘致対策についてどのような取り組みと対策状況なのかお尋ねいたします。

2点目ですが、土木総務費で道路網計画の策定費が計上されておるわけですが、旧町にはそれぞれの道路網計画があったことと思いますが、合併に伴い新町としての道路網の総合的な整備計画は当然であり、今ほどの企業誘致を進める上でも道路整備は第一条件であるかと思いますが、この整備をどのように進められているのか。この年度内にぜひ策定すべきだと考えますが、この進捗状況をお尋ねいたします。

次に、広域農道についてですが、この道路計画は日本海沿いの1市5町から成る基幹農

道整備として、旧押水町から門前町に至る全長61キロの計画と聞いております。昭和61年からの着手ということで、順次供用開始され、農産物の流通の合理化と地域農業の振興や文化の交流、観光等多様な面で活用されておることと思います。

当町の中でも既に杉野屋散田間が供用開始されており、また、志賀町から羽咋間が既に供用開始され、多くの地域住民に利用されております。

そこで、旧押水地内で国道471号線から県道宝達今浜線に至る約3.5キロから6キロにかけての区間が、既に道路は完成しており、沿線の草刈りや道路の白線引きも昨年から本年度にかけて整備されておるところですが、まだ供用開始になっていないが国道あるいは県道間をつなぐ道路であるわけでございますので、一日も早い供用開始を地域農家・住民が待ち望んでいるところですが、町当局の考えをお聞かせ願います。

以上です。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、5番議員さんの御質問にお答えいたします。

企業誘致対策についての質問でございます。

企業誘致につきましては、大変大切な事業だと認識しております。企業誘致ということになれば、やはり現在ある我が町のそれぞれの誘致企業、あるいはまた中小企業者に対して影響のないような中ですばらしい企業を誘致しなければならないということで、私も考えております。

本年度、やはり今質問のとおり力を入れたい三つの施策の中にあるわけでございます。企業誘致は現在、私は仮称でございますけれども企業誘致促進委員会なるものを、これはやはり町内外からの人選をし、こういったものを十分広く議論しなければいけない。そして、企業誘致は特に力を入れなければいけないし、その委員会の中において既存する誘致企業あるいはまた中小企業の活性化も図っていかねばいけないということで、現在、町内外からの人選を進めておりますので、御了承賜りたいと思います。

また、それぞれやはり企業誘致については情報の収集や発信が重要でありますので、そこで、県の産業立地課や、また私ども関東、関西、中部の県人会などへのアプローチも必要だと考えております。私も去る7月24日に中部県人会の方へ顔を出しまして、関係者の方々にも我が町のPRもしてきたところでございますし、また誘致企業に対しましても協力を願いたい、そして情報を収集する意味におきまして職員の派遣も現在しておるところ

でございます。

また、それぞれ今後この誘致のためにしっかりとした組織もつくっていかねばいけません。来年度にはやはりこの企業誘致に対する組織、そして元気の出る地域企業を盛り上げるための組織を立ち上げて専門的な形で取り組んでいきたいと考えております。それまでにはしっかりとした情報収集、あるいはまた情報の発信が必要だと考えて現在取り組んでいるということで、御了承賜りたいと思います。

道路網の整備計画についてでございますけれども、これは担当の建設課長の方から答弁をさせますので、御了承賜りたいと思います。

広域農道についての質問でございます。

これも、広域農道は現在、能登半島の農産物の流通合理化と農業振興を図る目的で、全長61.2キロメートルを基幹農道として整備するものであるということは皆さんとともに認識しておるところでございます。

このうち羽咋地区の現在農林区間は15.6キロメートルでございます。昭和61年度に国道471号線紺屋町地内から県道宝達今浜線すなわち宝達地内までの間3.1キロメートルの整備に着手しましたが、これは途中で用地買収の問題が発生したり、あるいはまた工事が一時中断した経過がありますが、現在は整備が完了しております。

しかしながら、主要地方道押水福岡線紺屋町地内から県道宝達今浜線宝達地内までの区間には、宝達地内でののり面の崩壊が数箇所ございます。そして、東間地内での道路の一部沈下で降雨時に水がたまる、そういった箇所もございます。これらの修復を現在、県中能登農林総合事務所に依頼しているところでございます。

県としては、これらの修復あるいは補修が完了次第、道路の安全管理を確認した上で早急に供用を開始する予定であると伺っておるところでございます。町としても、早期供用開始をさらに県の方へ働きかけていきたいと思っておりますので、御認識賜りたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（松田眞計君） 次に、建設課長。

〔建設課長 中村清長君 登壇〕

建設課長（中村清長君） 建設課長でございます。5番 岡山議員の御質問にお答えいたします。

合併により誕生した新町の道路網整備計画の作成は、今後の新町発展に欠くことのでき

ない重要なものでございます。

現在、道路網整備計画につきましては、岡山議員御指摘のとおり、旧押水町では平成6年3月に、また旧志雄町にあつては平成16年3月にそれぞれ道路網整備計画を策定しております。

今回は、それらの計画書を参考とし、さらに現在あるいは将来の動向を勘案しながら、国土交通省並びに石川県土木部の専門員にも参画を願うとともに、専門的なコンサルタントを交えて道路網整備計画策定委員会を立ち上げまして、慎重かつ十分な検討を加え、今年度末までに宝達志水町の道路網整備計画を策定いたしたいというふうに考えております。

なお、去る9月12日、6社の競争入札をもって設計業者を選定しており、今後、計画策定に向け事業を推進してまいりたいと存じておりますので、御理解と御協力のほどをお願いいたします。

以上でございます。

議長（松田眞計君） はい、どうぞ。岡山信秀君。

〔5番 岡山信秀君 登壇〕

5番（岡山信秀君） 最初の企業誘致の件でございますけれども、6月の補正で約90万円ほどだったかなと思うんですけれども、私、90万円ぐらいでそうした企業誘致ができるのかなというふうな思いもしておりました。企業誘致対策委員会、そうしたものをつくって今後会議費かなと、こういうふうに思っておるわけですが、今ほどの町長の答弁ではまだその対策委員会が設置されておらないということでございます。

企業誘致はそう簡単にはいかないと思いますし、町長言われるようにトップセールスマンとして今後やっていかれるということでございますので、必要な予算はやはり予算も計上しながら、一応そうした予算計上もされておるわけでございます。やはり、少しでも早くその検討委員会といいますか対策委員会、そういうものを組織して、またいろんな町内には遊休 遊休農地というよりもそれなりの工場跡地、そうしたものもあるわけでございますし、また広大な土地公社が所有しておる土地もあるわけでございます。もっとこれについて、やはり専門の、専属の職員も配置するなりして、この企業誘致というものにさらに力を入れていただきたい、このように思います。

それから、今ほど建設課長の答弁の中で道路網の策定委員会、これもまだだと、こういうことでございます。いろいろと事務多忙な折とは思いますが、こうしたものも第三四半期に入って、この時期が一番もう事業を完成させる時期に来ておるわけございま

す。この道路網というものについても大変、町の活性化に大変な効果を発揮するものでございます。ひとつ頑張ってください。

最後のこの広域農道の供用開始でございますけれども、私もあそこを通るんですけども、一部のり面でそう交通の支障にならないような崩落がありますが、ひとつまた県とのいろんな約束事であるんな担保をとりながら、これは供用開始をしても県の責任において修復しますというような一つの形も含めて、一日も早い供用開始をお願いしたい。できれば、大体めどとして時期はいつごろになるのか、できればちょっとお聞かせ願えればと思います。

よろしく申し上げます。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 企業誘致の件につきましては御指摘のとおり、先ほども答弁させていただきました。年度途中でございましたので専門的な部署を開設することもできなかったわけでございますけれども、今年度は検討委員会を立ち上げ、また情報の収集、あるいはまた我が町のそれぞれの状況を地方へ発信し、来年度から専門的な分野を設置してこのことに対処していきたいと思っております。

また今、広域農道の供用開始でございますけれども、先ほど申したとおり県の方へ早い段階での供用開始を要請しているところでございまして、いつかというめどは、私の方で今はっきりした期日はつかんでおりません。なるべく早く供用開始できるように精力的に努力したいということで御了承賜りたいと思います。

議長（松田眞計君） 次に、4番 岩池 齊君。

〔4番 岩池 齊君 登壇〕

4番（岩池 齊君） 日本共産党の岩池です。私は3点について質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず初めに、介護保険の改正の問題でございます。6月の議会にも小島議員が質問しておりましたが、あえてまた質問させていただきたいと思えます。

御承知のように、10月から施設における居住費、食事費が介護保険から除外されるということで、新たなまた負担増があるということでありまして、やはりこれはまだまだ介護保険については複雑な、私もわからん部分がたくさんありますけれども、そういう点ではこれから勉強していかなければならないというふうに思っておりますが、当面は、10月か

らですからね。入所者はもちろん全町民の皆さんにやはり改正内容について周知させるということが必要ではないかなというふうに思っております。40歳以上のすべての町民が介護料金を払っているわけですから。そういう点ではやはり最低でも9月の町報には載せた方がよかったかなというふうに思っております。だんだんこの内容が知られてくると、混乱もあるんじゃないかと心配をしております。そういう点で、よろしくお願いをします。

次に、この利用料金の軽減措置ですけれども、今議会で3,200万円ほどの補正が出てきたという点は評価しております。特に低所得者層に対する軽減措置ということだろうと思っておりますので、その辺についても具体的に周知をするというふうにしなればいけない問題ではないかなというふうに思っております。

先ほども言ったように非常に複雑です、介護保険は。これから窓口のこの苦情処理も多くなるんじゃないかなというふうに思っております。そういう点ではやはり、職員はもちろん、もっと介護に携わる労働者を初め、そういうやっぱり養成・研修が必要ではないかなというふうに思っております。「おれは介護はわからん」ということのないように、ひとつ担当者の教育を早急にさせていただきたいというふうに思います。

次、2点目ですが、これも何回も話が出ているわけですが、国民健康保険税の引き下げについて、またあえて質問させていただきます。

医療費の3割負担を初めとして、国民健康保険税の負担が大変だと、何とかしてくれという声が以前にも増して強くなっています。そこで、私はやっぱり基金の取り崩しをしても、わずかでも引き下げできないかということでもあります。確かに、他の町と比較して高額医療の患者さんが多い、あるいは志雄病院も抱えているという状況はわかりますけれども、多くの町民からやっぱり高い、高いという声が聞かれます。

私は、基金の取り崩しについてはできるんじゃないかなと。それで、私なりに調査をしたところ、基金は現在1億7,000万円ほどあるんじゃないかなというふうに思っておりますが、とりあえずやっぱり1世帯当たり2万円に引き下げはできないかという提案をしますので、よろしくお願いをします。国保の現在の加入世帯は2,600戸ほどと。ですから、5,200万円ほどあれば2万円の切り下げができるというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、岡部家の問題でございます。県の指定文化財「岡部家」の保存修理について、また、文化財を新町のまちづくりにどう位置づけるかという点でございます。先日も皆さん視察をして十分わかっておいでだと思いますけれども、あえて質問します。

石川県指定有形文化財「岡部家住宅」は、土地、構造物、庭園、什物及び古文書類を含めて平成16年8月に旧志雄町に寄附されている。その後平成17年2月には、県下を代表する文化財有識者などで構成された十村屋敷保存整備マスタープラン策定委員会から、岡部家住宅の保存と利活用の具体的な指針として、十村屋敷保存整備マスタープランが答申された。それで、宝達志水町に引き継がれているというふうに思っております。

今この岡部家住宅の現状を見るときに、やはり屋根のふきかえ、相当風雪による損傷、これはもうだれが見ても明らかです。また、母屋の軸部の傾斜や床の老朽化が目立つということでもあります。早急にこの地域の貴重な文化財、資産の保存と整備が必要ではないかと思っております。町長の見解をお願いします。

そこで、今後十村屋敷保存整備マスタープランに掲げられた岡部家住宅の保存修理、これをどのようにするのかということをお聞きします。また、これらの重要な文化資産を宝達志水町のまちづくりにどう位置づけていくのかということもお聞きします。

以上3点について、よろしくをお願いします。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 4番議員さんの御質問にお答えいたします。

介護保険改正に伴うそれぞれの要望でございました。

まず、本年10月1日からの介護保険法の改正については、もう既に9月号の広報紙で周知しており、これから各事業所に対しても該当者への周知を行う指導をしておるということで、これらの内容の説明につきまして、住民の方々にこのような形で現在周知方を考えております。

今後は、18年度の改正内容につきましても、タイミングよく広報紙等を通してわかりやすく、これまた町民の皆さん方に周知していきたいと考えております。それぞれ、ことしの10月1日からの改正、あるいはまた来年度の改正につきましても十分にそういったことを配慮していきたいと、こう考えております。

実効ある利用料軽減措置の件でございますけれども、これは利用料金すなわち利用料の軽減措置についてでございますが、今回の9月議会、今定例会において、低所得者の負担軽減を図るため保険給付費の補正をお願いしているところでございます。これらにつきましても、今定例会で皆さん方に御審議賜りたいと思います。

また、地域支援事業につきましても、現在はそれぞれ地域支援事業として、今年度はそれぞれ御要望の地区におきましていきいきサロン事業、あるいは高齢者心と体の健康づくり事業、あるいはまた転倒骨折予防教室などを町の事業として実施しております。また、来年度からも公費で、介護保険事業の中で、要介護・要支援、そういったおそれのある方を高齢者の中から選定し、地域支援事業を実施する予定でございますので、これまた御理解を賜りたいと思っております。

なお、それぞれ専門職の養成でございますが、人的な講師派遣や研修する場所の提供につきましては、今後も町は積極的に取り組み、協力を惜しまないつもりでございますので、そういった場所の提供あるいはまた人的派遣をもつての研修等につきましては、今後十分町も対応していきたいと思っておりますので、御了承賜りたいと思います。

2点目の国民健康保険税についての御質問でございます。

現在、国民健康保険税につきましては、従来のとおり旧町それぞれの税率で運用されております。これも平成18年4月1日から、まずは合併協議会において協議された内容に基づきまして統一しなければいけないと。そして、平成18年4月1日から統一した国民健康保険税に切りかえていきたいと考えております。

また、保険税の引き下げについての問題でございますけれども、保険税は皆さん御承知のとおり、これは医療費を賄うという性質のものでございまして、ひいては町民の健康づくりの意識をやはり高めることが医療費の抑制につながると思います。そういったことが大きくやはり保険税の引き下げに直結すると私は考えております。殊さら保健事業に町は積極的に取り組み、こういった事業を通じてまず町民の健康づくりの意識を高めることが長期的に保険料にはね返るわけでございますので、恒常的な引き下げにつながると思います。一時的な引き下げは、私はそういったものの方が大きいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、県指定文化財「岡部家住宅」の保存についての御質問でございます。

御質問のとおり、この岡部家につきましては十村屋敷保存整備マスタープラン策定委員会の中からしっかりとした答申を受けております。このマスタープランにおいては、周辺の自然環境との調和を図るとともに、長年継承された岡部家住宅を、やはり貴重な文化財、江戸期の状態に復元するため、時代考証などを踏まえた保存修復工事が必要だということで、加賀藩十村屋敷の歴史資料として公開されることが明記されております。

平成17年度の本予算においては、このマスタープランを遅滞なく推進するため、その準

備経費を計上してきたところであります。現在、財団法人文化財建造物保存技術協会という組織がございます。岡部家の保存改修調査業務、いわゆる実施設計にこの協会の方で取り組んでいただいているわけがございます。

また、古美術品や古文書などはやはり適切に保管しなければならないということはもっともなわけございまして、文化財資料管理の拠点施設として、現在町の協業センターの改修工事に着手するとともに、什物類の運搬経費もこれら予算計上をしており、今年度中の完成と移管を目指しております。

岡部家につきましては石川県指定の有形文化財であり、また、その性格上修復事業は時期を逸することができないわけございまして、これら事業展開を進める必要があることは十分に認識しております。石川県当局とも連携を密にして、技術的な指導と助言を求めていくとともに、当然に財政的な支援策についてもやはり強く要望していかなければならないわけでございます。

これらの文化財を宝達志水町のまちづくりにどのように位置づけるかという問題もやはり大きな問題でございます。これもやはり、本町には岡部家のほかにもこのたび保存修復業が完了した国指定文化財「喜多家」もございまして、また、国指定史跡「散田金谷古墳」もございまして、並びに、県指定の史跡「末森城跡」もございまして、また、挙げれば臼ヶ峰の「御上使往来」もございまして、これらすべて、歴史的に見ても大変貴重な文化資産でございますので、こういった豊富な資産を生かして、これらの文化を単に保存するのみではなくして、宝達志水町の町の宝として、これからやはり議会の皆さん方とも十分相談しながら、今点々として点在しているわけでございますが、やはり点から線へ、ひいては面へとつないで、例えばこの宝達志水町、それぞれすべてこういった貴重な文化財を有する町でございますので、生きた博物館として活用するくらいの大きな、ひとつ大胆な視点があってもいいんじゃないかと考えております。

これからの新町まちづくりについての戦略の一つとして、また議会の皆さん方ともご相談申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（松田眞計君） 次に、12番 守田幸則君。

〔12番 守田幸則君 登壇〕

12番（守田幸則君） 私の方からも、さきの中谷議員の質問にもありましたが、本町におけるアスベスト対策について関係課長並びに町長にお尋ねをしたいと思います。

既に御承知のように、アスベストとは石綿・いしわたとも呼ばれ、ギリシャ語では「消滅しないもの」という形で、細長い形の天然の鉱物繊維で、燃えずに高温にも耐え、しかも繊維なので織物にも利用することができ、通常の状態ではほとんど変化することがなく、経済性にも富んでいるため、1970年ごろから1990年ごろにかけて大量に輸入され、多くは建材として建築物に利用されてきたところでもあります。

しかし、空気中に微細な石綿が放出されると、消滅することなく長時間空中に浮遊し、これらを吸引することにより肺がんまたは中皮腫などの疾病の危険があり、今、今日、全国的にこの問題が大きく取り上げられているところでもあります。

また、今年度、平成17年7月1日からは、吹きつけアスベストの規制の範囲が5%から1%に強化をされ、非飛散性アスベストに対しても取り扱いの規制が厳しくなってきたところでもあります。そういった中、本定例会でもアスベスト調査費用が計上されております。

そこで私は、本町における公共施設での利用状況として、吹きつけアスベストと思われるものの状態は安定しているのか。垂れ下がり、局部的破損・欠損といった箇所は見当たらなかったのか。先ほどの中谷議員の答弁では主に天井とのことでありましたが、吹きつけアスベストと思われるものの露出している箇所はあるのかないのか、あるとすれば検査結果が出るまでの対策はどのようになっているのか。国の方から平成8年以前の吹きつけアスベストの調査をとのことであったが、町独自として吹きつけアスベスト以外のアスベスト成型板の調査を行う予定があるのか。また、学校などでも利用されることのあるアスベスト含有製品の調査は行っていくのか。以上お聞きし、私の質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） ただいま12番議員さんの御質問でございます。

先ほどの3番議員さんのアスベストの質問の中で答弁させていただいたわけでございます。これはあくまでも公共施設の問題についての答弁でございました。

それぞれアスベストというこの使用の問題は公共施設だけの問題ではございません。御指摘のとおり、もちろん民間にもあるわけでございます。こういったものを解決しなければ根本的にこの問題は解決しないわけでございまして、これからこのアスベストの問題につきましても幅広くやはり公共施設、あるいはまた民間はやはり民間の皆さん方の力でそれなりのやはり調査と除去方法を考えていかなければならない問題じゃないかなと思いま

す。

そんな中でございますけれども、今ほどの詳細な説明につきましては担当課長、もしくは学校関係につきましては教育委員会の方で答弁させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（松田眞計君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 米谷勇喜君 登壇〕

企画財政課長（米谷勇喜君） 守田議員の御質問の中でございました内容につきまして、御説明したいと思います。

まず、飛散性のアスベストの件につきましては、先ほどの中谷議員にお答えしたとおり、18カ所のサンプル採取をしたというものでございます。その中で、ほとんどが天井裏ではございましたが、一部やはり天井に吹きつけのままという露出のものがございました。物置の天井とかそういったところでございます。

なお、各施設の方の利用状況等も踏まえまして、閉鎖するのかどうか、それもまた担当課の方とも協議いたしたいと思います。

それから、非飛散性のものにつきましては、現在のところ国の方からの調査対象にはなっていないのですが、考えるところでは建物を取り壊すときは当然そういった飛散の心配もあるということでございます。取り壊す時期におきましては、十分な調査をした上での対応をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 守田君。

〔12番 守田幸則君 登壇〕

12番（守田幸則君） 今の町長の答弁の中にもありましたが、今後、やはりよその県を見ても、民間の建築物にあってもやはりアスベストについての調査などやっている県もあるわけであります。そうした中で、やはり今後予想される動向の中で、やはりアスベストを利用している建築物の火災等そういった中で、消防活動を行う場合の消防団のアスベスト暴露等のため防じんマスク等、そういった利用など考えておられるのか。現在そういった形になっておられるのか、こういったところもお聞きしたいと思いますし、そして先ほどお伺いした学校などでも利用されることがあるアスベストを含んだ製品、例えば理科の実験道具とかそういったものにも含まれているという品物があるやにも聞いております。そういったもののやはり調査も必要であると思いますし、さきの企画財政課長の

答弁にもありました、一部露出している場所もあるとのこと。やはり早急な対応をしていかなければ、もしアスベストが含まれているということになると、やはりそこへ出入りする人がそれに暴露をし、またいろんな症状が出てくる場合もございます。速やかに閉鎖をするなり対応をしていただきたいと思うわけでありまして、1番目の質問にもありましたアスベストの状態はお答えがなかったわけなんです、安定している、そういった垂れ下がりが無い、欠損している場所もなかったという認識でよかったのか、この辺どうなのかももう一度お伺いをしたいと思います。

議長（松田眞計君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 米谷勇喜君 登壇〕

企画財政課長（米谷勇喜君） 吹きつけの欠損している箇所がなかったかという御質問でございます。

この調査につきましては、専門の建築士も依頼して調査もしてございますが、今のところはそういう報告は受けてございませんので、報告させていただきます。

議長（松田眞計君） 田畑教育長。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） アスベストに関しましての学校施設関係の御質問でございます。

いち早く、県の指令もありまして校舎等につきましては設計士に依頼して全部調査をいたしたところであります。異常はありません。

次に、理科器材でございます。これについても、主にフラスコの金網がよく使われるわけですが、それについても本町ではそういうものは使っていないと、こういう結果が出ておりますので、学校関係については異常なしというぐあいに私ども認識いたしております。

以上です。

議長（松田眞計君） 昼食のため暫時休憩いたします。

再開につきましては、午後1時から開会いたしたいと思います。

午後12時10分休憩

午後1時02分再開

議長（松田眞計君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 私は日本共産党を代表して、以下3点について一般質問いたします。

1点目は、志雄押水合併協議会でも方向づけされました学校給食の調理のあり方の違いを統一するという問題についてであります。

一般的に言って合併後に統一するということは、旧志雄地域の学校がやっている調理の民間委託と旧押水地域の学校がやっている調理の民間委託でない場合の比較検討を行い、それについての議会も含めた町民の議論の場を保障していくというやり方が普通であります。

ところが、現在進められている統一に向けたあり方を調べますと、原因はわかりませんが、まず民間委託ありきになってしまっているのではないかと思わざるを得ない状況であります。旧押水地域の学校給食の調理がどのような体制でされていて、教育的にどうすぐれているのかということが残念ながら議論されていないのではないかと思わざるを得ません。そこで、私が調べた相見小学校や押水中学校での調理のための食材調達から調理、そしてそれを食する児童・生徒の会話をまず紹介しながら質問したいと思います。

ある児童が友人たち同士こんな話をしたということ、ある教員から私は聞きました。「このレンコンは私のおばあちゃんがつくってんよ。だからおいしいねんよ」「ジャガイモはおれのじいちゃんがつくったやつやぞ」「このシイタケは私のうちのや」、こんな会話を交わしながら、家では絶対に食べないというシイタケまで給食では残さずに食べているのだそうであります。その話を聞いた食材を学校に提供している方々は、子供たちを育てているという実感を味わいながら、農薬を極力避けて土づくりに一生懸命になる。キャベツなどは手で虫をとって育てています。ほとんどボランティアのようだけれども、働きがいを感じて食材を学校に提供しているのであります。一番安全で一番おいしいものを子供たちにとすることに努力しておられます。調理師さんたちはその努力を知って、その努力にこたえるようにと調理をする。やっぱり白菜や大根、ゴボウなどの味が全然違うし、働きがいが違う。これが調理師さんたちの感想であります。

こうして、食材提供者が4年前は数人だったのが、現在では30人から40人に広がっております。私にとっては、子供たちが親や教師だけでなく、地域の方に、また地域にどのように育てていただいているのかを学校給食を通して実感できた調査となりました。食材提供者と調理員さん、そして児童・生徒と親のこんなよい関係のどこが悪くて民間委託を行うのか、理解に苦しむところであります。

そこで、現在の旧押水地域の学校給食のあり方についてどう考えておられるのかをお聞きし、調理部門の民間委託の本当の目的は何なのかをお聞きしたいと思います。

まず、一番最初に議論の前提になるところですが、教育長や町長は学校給食を教育として位置づけておられるのかどうか、まず最初にお聞きします。

次に、最初に私が調査して先ほど報告したことでありますが、給食の食材調達の方法と規模、それへの評価について学校教育課長にお聞きします。また、それを調理する調理員の方々の労働条件もお聞きします。

次に、民間委託の議論が先走りしているように感じますが、旧押水地域で築かれてきた食材提供者と児童・生徒、調理員と教職員との関係が民間委託されても崩れない保障や、調理員の方々の労働条件の確保の保障をどこに見出しておられるのかお聞きします。

この問題の最後に、旧押水地域は民間委託をすべきでないとは私は考えるものですが、一体、調理部門の民間委託の目的が何なのかをわかりやすく教えてください。

次に、介護についてお聞きします。

今から5年前、県も国も市町村も、そして40歳以上の国民もお金を出し合い、より充実した介護をしようとしてきたのが介護保険制度でありました。私たちもこの趣旨には賛成いたしました。ところが、介護保険が実施されるとともに、年々国が介護から手を引くように、国からの介護保険へ回される拠出金が大きく減らされてきたのが実態であります。そのため、入りたくても施設が足りない、受けたいサービスも財布と相談しなればできない、そのためにサービスを控えざるを得ない。被介護者のおられる家庭はお金の心配をするだけより大変になったというのが5年前と比べての現状ではないでしょうか。

その中で、寝たきりの家族を家庭で介護されている方々の苦労は一層大変なものがあります。5年前に介護保険が始まる時に、当時の石川県の厚生部や長寿福祉課は実態も見ないで「介護保険の実施とともに介護が充実するので、介護慰労金などは適さない」、こう言って県の介護慰労金制度を廃止し、市町村もそれに倣う形で介護保険実施後2年ほどで廃止していきました。しかし、介護保険実施後のその2年間の様子を見ていたある町では、県の厚生部の言い分と介護保険の実態を考慮し、介護慰労金制度を廃止しないで存続し続けた町もあったことをここで紹介しておかなければならないと思います。

さて、介護保険導入5年目になりますが、5年前と比べて介護の苦労が軽減されているのでしょうか。その認識をお聞きするものであります。

また、寝たきりの高齢者を介護している御家庭の介護の苦労に町としてこたえるために、

介護慰労金制度を復活させる必要があると思いますが、町長はどうお考えされますか。

最後に、宝達山カントリー倶楽部にかかわる税金の支出についてお聞きするものであります。

前回の6月定例会で、岡野議員のこの問題に対する質問で、町長の答弁は「旧押水町時代から引き継がれてきたもので、議員の納得と理解が得られているものだと思っていた。なぜ今さらそんな質問がなされるのかわからない」との趣旨のものでした。町長のそのときの答弁は私はわからないではありませんが、この問題の詳細の説明がされたのはまさに前回6月議会の議案説明に当たったことなのであります。我々旧押水町の議員が知らないところで、裁判になるようなことが行われていたというのが実態なのであります。

この問題は、我々旧押水町の議員にとっては旧志雄町の議員の方々と同様、今から3カ月前の6月から始まったのであります。私は、本来ならこの問題は地方自治法第96条の6及び10の規定で、議決事件として議会に付すべきものではないかということを考えております。そして、この議決がないと株式会社北幸建設に返還決定された3億4,100万円が無効となるのではないかとすることも考えられます。しかし、そんなことが考慮された足跡もありません。

さて、平成15年の2月の臨時議会で、防災工事の2,700万円の歳出が賛成多数で可決され、3億4,100万円の返還金が決定されたというところは議会でありました。その同じ日に、それが持ち主のフレンドコーポレーションではなくて株式会社北幸建設に3億4,100万円を返還されることになるとは、旧押水町の議員のだれ一人として公式に説明を受けていません。フレンドコーポレーションに返すべきお金がなぜ株式会社北幸建設に流れるのか、フレンドコーポレーションに3億4,100万円を直接返していたら、今回の裁判費用の税金支出が必要なかったものなのではないでしょうか。一体、慌てるように、我々議員にも知らせずにそのような措置がされたのはなぜなのか。百条委員会を議会に組織し、徹底追及すべき問題だと議長に進言するものであります。

さて、なぜこんなことがやられたのか。3億4,100万円がフレンドコーポレーションに直接返還されていたら、弁護士費用などの税金の支出はなかったのではありませんか。担当課長にお聞きするものであります。

また、株式会社北幸建設になぜ3億4,100万円が返還されねばならなかったのか、その必然性をお聞きします。

最後に、町民に迷惑をかける決定とその実施によって係争事件となり、弁護士費用も町

の税金から支出しなければならないという事態に陥りました。このことは、町民の納得が得られるとは決して思いません。今月22日に大阪地裁でこの問題の結審があります。もし敗訴した場合、町民にはさらなる不利益が襲ってきます。そのときには中野町長、現町長として、旧押水町長等に対してその弁済を求めのお考えはおありかどうかお聞きして、一般質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 19番 小島議員さんの質問にお答えいたします。

まず、学校給食の件でございまして、教育の問題で私は食育教育が必要だということは前にも皆さん方にお話してございます。やはり食育の教育というものは教育の中では絶対必要だと、これはもう既に私は実践しております。と申しますと、現在樋川小学校で食堂棟を完成しております。志雄小学校にも今建設中でございます。これはやはり、食の教育をやりたいと、食を通じてそれぞれ子供たちに食事のマナー、あるいはまた食事のそれぞれの季節感、あるいはまたそれぞれ生産される方々の苦勞、あるいはまたそれぞれ動物であれ植物であれ生命を有しているわけでございますので、それを食してすべて日常のそれぞれの子供さん方の肉体の血となり肉となっているわけでございますので、そういった生命の大切さも教育を通じてやっていきたいという形で食の教育が必要だということと、また、それぞれ教育方針にも学校教育の中で食育教育が必要だということもうたわれております。これらの問題につきましては、後ほど教育委員会教育長の方、あるいはまた担当課長から給食問題については答弁させていただきたいと思っておりますので、御了承賜りたいと思っております。

また、追って、それぞれ担当課長の方に先に質問があったようでございますので担当課長から順次答弁をいたしまして、最終的に私の方からまた答弁をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（松田眞計君） 教育長 田畑武正君。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） 19番 小島議員の御質問に関しまして、学校給食についてお答えをさせていただきたいと、このように思います。

学校給食の民間委託に関しまして、5点の御質問があったかと思っております。私の方は1番目と5番目の質問について答えさせていただきまして、2番目の食材とか3番目の調理員

の問題とか4番目の食材提供者の問題については学校教育課長から答えていただきたいと、このように思います。

まず1番目の、今ほど町長の方から御答弁がありました。学校給食を学校教育の必要不可欠な要素として認識しているのかどうかと、こういう御質問でございますが、当然のことながら公立小・中学校の学校給食は国の学校給食法、これの精神に基づいて、全国47都道府県全部実施されている重要な教育活動であります。したがって、学校教育の重要な分野であると、こういうぐあいに思っておる次第であります。

今ほど町長のお話にもあったとおり、したがって、本町では学校給食を重視し、特に小学校における食育の推進に力を入れていこうということで、現在、学校給食施設整備の充実に取り組んでいるところでもあります。

次に、一番最後になってしまいますが、民間委託の目的は何かと、こういう御質問かと思いますが、これにつきまして、まず我が国の学校給食に対する姿勢として、昭和60年1月に時の文部省でございますが、人件費等の適正化を目的として学校給食業務の運営の合理化についてと、こういう通知を出しておるわけでございます。さらに平成15年7月には、現在の文部科学省になりますが、前回出した昭和60年の通知の趣旨を再認識し、学校給食の運営合理化を一層進めるようにと、こういう通知を直に私ども市町村の教育委員会へ出しておる、こういう背景がございます。

このように、我々としたら合理化の一つであります民間委託というものは、国の動向に準ずるやり方であるというぐあいにまず認識しておるわけでございます。

2番目に調理員の管理体制。これは学校給食を運営する場合に非常に重要な分野でございます。押水地区4校の調理員の総数は11名でございます。したがって、1校平均で見ますと2.75人と、こういうことになるわけでございます。ところが、民間委託をしております志雄地区で見た場合に、学校数は3校で調理員の数13名と、こういう形になっておるわけでございますので、1校平均で見ると4.3人ということになるわけでございます。

このように、民間委託では調理員にゆとりがあるということが起こっておりますので、調理員の突発的な休暇、これが学校給食で非常に重要な問題点のところでございますが、急遽対応するとこういうことで、休暇に対しても対応がききます。したがって、整った給食管理体制を維持できると、こういうぐあいに思っておるわけでございます。

さらに、調理員の処遇に関しましては、民間委託では押水地区の調理員は現在の勤めておる押水地区の学校で勤務することになるわけでございますが、なお志雄地区を見た場合

には、夏休みも働く、そういう方がおいでれば職場を提供するということが行われております。押水地区の調理員の方でも夏休みは休みにしておりますけれども、そのときも働くんだという意欲のある方には職場を確保することができて、調理員にとっても有利な面もあると、こういうぐあいに思っておりますので、民間委託というものについての御理解をひとつお願いいたしたいというぐあいに思っておるわけでございます。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 赤池礼子君 登壇〕

学校教育課長（赤池礼子君） 19番 小島議員の御質問3点についてお答えいたします。

まず1点目ですが、食材調達について、地域の食材がどのような規模で使われているか、そのことを栄養士や調理員、児童・生徒、教職員にどう評価されているかという御質問でございます。

押水地区の食材調達はそれぞれの学校で、担当教職員が発注をしております。地域の食材調達については、地元業者の豆腐・みそ、地元の商店からは野菜や果物、今浜苑の生シイタケ・干しシイタケ、特産市場からは毎月相談しながら野菜・果物を使用しております。先ほど小島議員さん言われましたように、保護者から一部産物の利用をいただいているようなこともございます。

評価については、生産者を身近に感じて地域の食材を大切にすることを心がけることができるとして、好評であると聞いております。

次に、押水地区の調理員の方々の労働条件はという御質問でございますが、押水地区4校の調理員総数は11人で、年間11カ月雇用の臨時職員として、一日の労働時間は8時間あります。賃金は一律ではないんですが月給となっております。労働内容としての調理量では、一日1人当たり調理する食数は押水地区は75.2食、志雄地区は56.3食が実態であります。

最後に、押水地域で築かれてきた食材提供者と児童・生徒そして調理員と教職員との関係を崩さずに調理部門の民間委託ができる保障をどこに置いているか、調理員の方々の労働条件を引き下げずにできる保障をどこに置いているのかの質問でございます。

志雄方式に統一したいとする民間委託とは、現状の学校栄養士が作成をした献立に基づき、今までどおり各学校の厨房で調理し、食材は地産地消に配慮して、購入は今までどおりの業者を利用させていただくこととするものでございます。給食費については、委託によ

って変わることはありません。

このような条件のもとで、学校給食に理解と実績のある、信頼できる民間会社に委託をすべきと考えております。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） 私の方から小島議員さんの質問に答えたいと思います。

まず、介護についてでございますが、私の方には1点目で、介護保険導入後5年になりますが、被介護者の家族にとって苦労が軽減されたのかということでございますが、介護保険制度に伴いまして、介護保険施設の増加、そのほか内容の充実等により、被介護者の家族にとっては介護の苦労が軽減されたというふうにこちらの方はっております。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 米谷勇喜君 登壇〕

企画財政課長（米谷勇喜君） 私の方から、宝達山カントリー倶楽部にかかわる件についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、宝達山カントリー倶楽部にかかわるフレンドコーポレーションからの担保に係る質権についてでございますが、平成4年6月25日に締結いたしました造成工事廃止等の際の防災工事施行に関する契約書に基づき違約金支払いを担保するため、定期預金3億6,800万円の全額に対して質権を設定したものでございます。

その後、開発行為が中止となりまして防災工事を行うこととなりましたが、防災工事が完了しないために違約金を請求したものでございます。この支払いが滞っておりますので、質権を実行し、町の方への収入としたものでございます。

なお、このときにおきましては、町の議会の方へ予算を計上して議会の議決をいただいております。

次に、その返還に当たっては、上申書によるものではなくて、株式会社フレンドコーポレーションから町への民法に基づく確定日付のある債権譲渡通知書によるものでございます。

なお、この債権譲渡通知書の内容につきましては、違約金と防災工事の中断により町が防災工事を直接執行するために要した経費、これの差額について返還請求権債権全部を譲

渡するという内容のものでございまして、その残額を法的に対抗要件を備えました株式会社北幸建設からの請求に基づき返還したものでございます。

なお、質問の中にフレンドコーポレーションに返さなければよかったのではないかといい御質問もございましたが、こういった法的対抗要件のある請求に基づいてそれに従ったものでございまして、問題があったかどうかということは結果論ではないかというふうに考えてございます。

それから、返還するに当たって議会の議決が要るのではなかったかという御質問もございました。その当時のことではございますけれども、本来3億6,800万円全部町がもらうべき内容ではなかったのかということで、工事費は当然町の方で執行いたしました。その残額につきましては返還金というもので計上してございます。そういった形で議決もなく返還をしたということで理解をしてございます。

以上です。

議長（松田眞計君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 赤池礼子君 登壇〕

学校教育課長（赤池礼子君） すみません、先ほどの小島議員さんの御質問にお答えする中で答弁に間違いがありましたので、訂正させていただきます。

押水地区の調理員の方々の労働条件の中に、一日の労働時間は7時間であるところを8時間と答弁をしたもので、一日の労働時間は8時半から7時間でございます。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、小島議員の質問の町長に対する質問にお答えいたします。

まず、学校給食の質問でございますけれども、先ほど教育長あるいは担当課長が申したとおり、食育教育は学校教育には必要だということでございまして、私も何度も申し上げたとおり、順次、小学校には予算を獲得しながら食堂棟を建築したいということでございます。これもやはり食の教育の必要性の一環でこういった事業を展開していきたいと思っておりますので、御了承賜りたいと思います。

また、保健福祉課に対する質問で、介護慰労金制度の復活についての御質問でございました。現在、当町では町民の介護の苦勞にこたえるために紙おむつなどの助成をしているわけでもございまして、家庭介護支援特別事業、またホームヘルパー派遣、あるいは外出支

援サービスなどの生活支援事業を実施しており、このような福祉サービスにより、寝たきりの高齢者を介護しているお宅をサポートしているところでございます。

また、現行の制度では同じ要介護状態の方でも施設入所者と在宅生活の方とは費用負担が大きく異なっておりましたが、介護保険制度の見直しなどによりまして、同じ要介護状態であればどこで介護サービスを受けても給付と負担が公平になるようになっております。そのため、現行の町の福祉サービスで十分サポートが可能であると考えております。

現時点では介護慰労金制度の復活については考えていないということで、御了承賜りたいと思います。

次に、企画財政課の質問の中で、現在行われている訴訟が敗訴した場合としての御質問でございました。この件につきまして、これは常識ある小島議員でございますので、仮定の質問に対しまして町長としてお答えできないということを御認識いただきたいと思い、答弁を終わらせていただきます。

以上です。

議長（松田眞計君） はい、19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 再質問します。

給食問題の件ですけれども、先ほど教育長が民間委託の目的を、国の学校給食の運営合理化についての通達があるということで御説明がありました。それともう一つは、これだけの調理員さんがそれぞれでかかわっているとかそういうことが、今民間の方が余裕があるということを言われたんですけれども、私教育長の口調をお聞きしておったら、食育というのをすごく大事にされているというふうに伺ったんですけど、その方々がどうして民間とのこういう差があるのに調理員さんの充実を図れなかったのか、図らなかったのかと、あえてそこを聞きたいと思います。

民間はこれだけいいから民間に行こうということでは納得できないと思うんですね。先ほどお話ししたように、調理員の方、食材提供者の方、子供たち、教職員を初めうまくいっているトライアングルといいますかね、教育にとって大事な中身でやられているんですけども、それがどうなのか。そこの心配を抜きにして調理員がもっと楽になるという、楽になるというよりも余裕が持てるからというのは、これは教育行政のおくれを棚上げにして民間委託に出すものであって、これは納得するわけにいきませんね。

それと、実は私、羽咋の方に給食の食材を出している所司原の方とか菅原の方、杉野屋

の方、敷浪の方、いろいろ聞きに行ってきたんです。どういうふうなことになるか。羽咋郡も今先月から予定されている業者の方に委託しようというふうな流れになっとるんですけども、どういうことを言われているかということ、やっぱり規格が厳しいし、自分らが出した食材が、例えばジャガイモならジャガイモが機械によってむかれる。機械によってびしっとむかれると、自分らの苦勞というのはじゃあどこに反映されるんやと。一人一人やっぱり違うんですよ、それぞれつくり方。つくる気の入れ方も。それは困ると。でも、出してほしいということで出さざるを得ない。出している。そんな話だったですよ。つくる方々の苦勞が本当に民間委託で反映されるのかどうか。これが提起されているのが現場委託であり、その業者であり、今度押水でやられようとしている中身なんですよ。

子供たちに学校給食の民間委託、これ町長、行政改革の一環なんですか。行政改革で削ろうというんですか。これちょっともう1回お聞きします。教育長には先ほど言ったことをお聞きします。

それと、2番目ですが、介護の苦勞が軽減されたと思っているという福祉課長の御答弁でしたけれども、根拠はどこに置いているのか。根拠は何なのか教えてください。

それと、宝達山カントリー倶楽部に関して企画財政課長の答弁、結果論ということをお答弁されたんですけども、3億4,100万円、これは本当に株式会社北幸建設に渡すしか方法はなかったんですか。選択肢はここしかなかったんですか。これを教えてください。

それと町長、仮定の質問なのでわからんということをお言われたんですけども、それは言いかえればどちらも可能性があるよということなのかどうか。それを教えてください。

以上です。

議長（松田眞計君） 田畑教育長。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） 小島議員さんの追加の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

1番目の、かつての町では調理員の増加ができなかったのか、こういう御質問ですが、これはそれぞれの町の事情がありまして、もちろん事務局としたら要望はいたしましたけれども、確保はできなかったと、こういううらみは感じておるわけでございます。

あと、民間委託の問題に関しまして、実は先ほど私、文科省のそういう通知を説明させていただいたんですが、その中に民間委託する場合の留意事項として4点挙げているんですね。だから、その4点は、先に進んでおる志雄町の方は全部立派にやっておいでると、

こういうぐあいに今のところ感じておるわけでございます。どういうことかといいますと、第1点目は、献立の作成は設置者が——設置者、町ですね——責任を持って実施すべきものであるから委託の対象からは外せと、こういうことなんですね。だから、先ほど課長が説明したように、本町の職員である学校の栄養士が献立をつくるんだと、こういうことですね。業者は献立はつくらない、つくらせるなど。これは当然国の指導でございます。

それから2番目に、物資の購入、それから調理業務における衛生安全の確保については、設置者の意向を十分反映できるような管理体制を設けること。だから、ある程度の調理員の確保も必要でしょうし、地産地消を重視して、食材についてもそういうところから随意確保できると、そういうような体制も十分必要であるというぐあいに思っております。

それから3番目に、設置者が必要と認めた場合、受託者——民間会社ですね——に対して資料の提出を求めたり、あるいは立入検査をする等、運営改善の措置がとれるよう契約書にはっきり明記せよと、こういうことも注意事項の3番目に挙げております。

それから4番目に、受託者の選定は学校給食の趣旨を十分に理解し、円滑な実施に協力する者であることを確認して選びなさいと。これが4点目でございます。

この後これを守って実施した場合に、私らは生徒に対してのサービスが低下するとかそういうことはまず起こらないということを感じておるわけでございます。

なお、申し添えますが、これは教育行政にかかわりのある重要な事項でありますので、御承知のとおり教育委員5名の定例会に諮って、そして順次議決をいただいて説明会を進めさせていただいておるとというのが現状でございますので、ひとつそういう点も御理解願ってよろしくお願いたしたいと、このように思う次第でありますので、よろしくお願いたします。

議長（松田眞計君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） 先ほどの介護の件でございますが、軽減されたというようなことでございますが、まずグループホーム等によります入居者の増、それとか福祉用品貸与とか、そういったもの等がふえてきております。そういった関係上軽減されているというふうに判断しておりますので、御了承願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（松田眞計君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 米谷勇喜君 登壇〕

企画財政課長（米谷勇喜君） 債権譲渡の件でございますが、これにつきましては民法に定めた債権譲渡通知書が届いておるといことで、これに対して譲渡先の業者からの請求に基づいたものでありますので、これに対して支払う義務が発生するといことで理解しております。

〔「選択は北幸建設だけだったのかどうかといこと」と言う人あり〕

企画財政課長（米谷勇喜君） それは、フレンドコーポレーションからそういう通知が届いてございますので、それは民法に基づいて法的根拠のあるものでございます。それに基づいてそういう、通知書のとおりの選択をしたといことでございます。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 学校給食の件で、民間委託は行財政改革の一端かとい御質問だったと思ひます。

それぞれ学校給食の現況を十分に総合的に判断して、旧志雄町では民間委託に踏み込んだわけでございます。

行財政改革の一端かと言われれば、若干そういった行財政改革の一端も含まれていたと思ひますけれども、これは総合的に判断したことでございますので、御認識賜りたいと思ひます。

また、再度宝達山カントリー倶楽部の件で訴訟についての、内容についての質問だったと思ひますけれども、これも先ほど申したとおり、現在訴訟が継続中でございます。そういった段階で、宝達志水町町長としてその経過のよしあしを現在の段階で私はお答えするのは、先ほど小島議員さんに申したとおり、良識ある議員さんとして私の答弁はできないといことを御認識賜りたいといことを答弁したわけですので、改めて御了承賜りたいと思ひます。

以上です。

〔「最後に」と言う人あり〕

議長（松田眞計君） はい、19番。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 最後に聞きたいんですが、先ほど介護の苦勞が軽減されたといような根拠として、グループホームができたんとい福祉の用品の対応ですね、これがふえたといことで言われたんですけれども、要するに個人的判断ですね。いろいろ調べ

てやったということじゃなく個人的判断ですね。はいと受け取っていいですね。

議長（松田眞計君） 次に、2番 津田 勤君。

〔2番 津田 勤君 登壇〕

2番（津田 勤君） 2番の津田です。最後の質問になりますが、よろしく願いいたします。

役場庁舎等の有効活用についてを質問いたします。

役場庁舎等は町の職員が執務をしている場所でありますので、職員は自分たちのものであり、主役は自分たちだと理解しているかもしれませんが、本来は住民が主役であり、住民のものだという発想に立って、住民により多くの利用する機会を与えるべきだという観点からお尋ねいたします。

各庁舎のロビーや合併に伴ってできた空室を単に会議室や倉庫にするのではなく、むだな部屋をつくらないで創意工夫を凝らし、住民に開放すればより親しめる役場になるのではないかと私は考えておりますが、町長はどのようにお考えかお伺いいたします。

以上です。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、2番議員さんの質問にお答えいたします。

合併による役場庁舎の充足及び空き室の状況は、志雄庁舎ではすべての事務室及び会議室は従来どおりの使用方法により使用しており、空きスペースはございません。

また、押水庁舎においては現在企画財政課、税務課、建設課及び教育委員会事務局の事務室として使用しているもののほか、1階の旧会計課のスペースは接客スペースとして、2階の旧教育委員会室は会議室として現在利用している状況です。

3階フロアにつきましては、大会議室及び大集会室は職員全体朝礼及び会議などに利用しております。旧議長室、議場、議員控室及び議会事務局室は全く使用していない状況でございます。

これらの空き室についての御質問でございますが、これらは議場のように特殊な形や設備を有しているということから、現在の状態ではそれぞれ旧押水町の議場等につきましては利用は大変難しいと考えております。また、押水庁舎は昭和49年に建設され、築後30年を経過しているわけでございますから、給排水設備や冷暖房設備もかなり老朽化が著しいわけでございます。改修をするならば相当の費用も必要となります。

こういったことを考えれば、今津田議員おっしゃったとおり、もちろん庁舎は職員それぞれの管理下にございますけれども、これはやはり町民に開放するべきものでございますし、町民の大変大切な財産でございます。やはり有効な活用をしていかなければならないということは十分考えております。

また、庁舎の3階でエレベーターなどの昇降設備もなく、多くの町民の方に利用していただくためには大変困難な場所もございますので、したがって、現段階では空き室であるそれぞれの部屋を有効に町民の皆さん方に利用していただける状況ではないわけでございますけれども、極力これらの空き室につきましては有効利用を図っていきたいと考えておりますので、御了承賜りたいと思います。

以上、答弁を終わらせていただきます。

議長（松田眞計君） 以上で通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

委員会付託

議長（松田眞計君） お諮りいたします。認定第1号 平成16年度志雄町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第23号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計決算に認定についてまでの認定23件につきまして、11名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

認定23件につきましては、11名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。したがって、認定第1号から認定第23号までの認定23件につきまして、11名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

決算特別委員会委員の選任について

議長（松田眞計君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、宝達志水町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が

会議に諮って指名することになっておりますので、私の方から指名いたします。

決算特別委員会の委員に、中村建治君、因幡栄市君、塚本哲雄君、浜谷康信君、金田之治君、北本俊一君、守田幸則君、宮城昌保君、岡山好作君、中田良一君、そして私松田眞計を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

決算特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、宝達志水町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。その互選のため、暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後2時02分再開

議長（松田眞計君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

決算特別委員会委員長、宮城昌保君。副委員長、中田良一君。以上のとおりであります。

委員会付託

議長（松田眞計君） お諮りいたします。議案第38号から議案第45号までの議案8件は、議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第45号は、議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

休会の議決

議長（松田眞計君） お諮りします。委員会審査のため、明9月17日から9月20日までの4日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月17日から9月20日までの4日間休会とすることに決定しました。

散会

議長（松田眞計君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回9月21日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時04分散会

平成17年9月21日（水曜日）

出席議員

1 番	中 田 良 一	16 番	淺 川 治 彦
2 番	津 田 勤	17 番	金 田 之 治
3 番	中 谷 浩 之	18 番	安 達 市 朗
4 番	岩 池 齊	19 番	小 島 昌 治
5 番	岡 山 信 秀	20 番	小 寺 進
6 番	宮 本 満	21 番	土 上 輝 男
7 番	川 崎 與 一	22 番	北 信 幸
8 番	岡 野 茂	23 番	浜 谷 康 信
9 番	林 一 郎	24 番	北 橋 俊 一
10 番	岡 山 好 作	25 番	塚 本 哲 雄
11 番	宮 城 昌 保	26 番	中 橋 弘 次
12 番	守 田 幸 則	27 番	因 幡 栄 市
13 番	北 本 俊 一	28 番	近 岡 義 治
14 番	中 川 信 夫	29 番	中 村 建 治
15 番	畑 谷 正	30 番	松 田 眞 計

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
助 役	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情 報 推 進 室 長	鍛 冶 一 良
企 画 財 政 課 長	米 谷 勇 喜

住民課長兼志雄 窓口センター長	田 中 外志治
税務課長兼押水 窓口センター長	太 田 永 作
環 境 安 全 課 長	田 村 淳 一
健 康 福 祉 課 長	柏 崎 三 代 治
農 林 水 産 課 長	藤 本 和 善
建 設 課 長	中 村 清 長
上 下 水 道 課 長	上 井 信 昭
学 校 教 育 課 長	赤 池 礼 子
生 涯 学 習 課 長	山 田 久 延
会 計 課 長	山 本 外 志 男
志雄病院事務局長	山 本 実
企画財政課長補佐	松 中 和 彦

議事日程

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 委員長報告に対する質疑
- 日程第 3 討論
- 日程第 4 採決
- (追加日程)
- 日程第 1 議案第46号 宝達志水町新世代ケーブルテレビ施設整備事業ケーブルテレビ施設整備工事(第1工区、第2工区)請負契約の締結について
- 日程第 2 発議第4号 道路整備促進に関する意見書について
- 日程第 3 質疑
- 日程第 4 討論
- 日程第 5 採決
- 日程第 6 議員派遣の件について
- 日程第 7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

開議

議長（松田眞計君） ただいまの出席議員は30名であります。定足数に達しておりますので、9月16日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

委員長報告

議長（松田眞計君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各常任委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について各常任委員長より報告を求めます。

初めに教育厚生常任委員長 守田幸則君。

〔教育厚生常任委員長 守田幸則君 登壇〕

教育厚生常任委員長（守田幸則君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る9月16日、本会議終了後に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では保育所管理、いきがいセンターモデル事業、介護保険の負担などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案5件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における意見として、今後とも耐震工事における設計や施工時には十分な調査と管理に努めることの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（松田眞計君） 次に、産業建設常任委員長 北本俊一君。

〔産業建設常任委員長 北本俊一君 登壇〕

産業建設常任委員長（北本俊一君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る9月20日に産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、この経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会審議では多くの質疑があり、町当局からは細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における意見として、集落要望については財源を考慮の上できるだけこたえられるように執行されたいの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。産業建設常任委員長報告といたします。

議長（松田眞計君） 次に、総務常任委員長 宮城昌保君。

〔総務常任委員長 宮城昌保君 登壇〕

総務常任委員長（宮城昌保君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る9月20日に総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では防犯対策、公共施設のアスベスト対策、消防施設設備など住民の安全確保に関する多くの質疑があり、活発な審議が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け各議案を慎重に審査した結果、議案4件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における意見として、南分署の用地拡張について、将来を見据えたゆとりある面積となるよう努められたい。民間におけるアスベスト対策について、町として

も施策を講じられたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、総務常任委員長報告といたします。

質 疑

議長（松田眞計君） 以上で、委員長報告は終わりました。

次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑はないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

討 論

議長（松田眞計君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 私は日本共産党を代表して、平成17年度一般会計補正予算案についての賛成討論を行います。また、議案第45号の羽咋郡市広域圏事務組合同規約の一部変更の反対討論も行います。

まず、一般会計補正予算案についてですが、9款消防費で消防施設整備事業費として、用地買収造成費などの1,159万円余が計上されています。

羽咋郡市内の日本共産党の各支部などの消防施設などに関する調査が2年前に行われました。それに基づき、私は旧押水町議会での一般質問で、南分署の消防施設の充実の問題、特に初期消火活動に威力を発揮する水を積んだポンプ車、いわゆるタンク車の必要性を強く訴えると同時に、党として羽咋郡市広域圏事務組合の事務所や消防本部にも同じ要請をいたしました。

今、郡の消防本部の方々などの努力でタンク車が南分署に配置されることになったことをともに喜び合いたいと思います。

また、2款総務費では、町内の公共施設19カ所のアスベスト調査の予算が計上されています。

私が言うまでもないことですが、このアスベスト調査は新聞やテレビで騒いでいるから調査するという立場でなく、町民の健康問題として位置づけ、調査されることが大事です。そのためには、公共施設のそれぞれの設計書の存在のあるなしにかかわらず、はっきりとアスベストは使われていないと判断できる施設を除き、公共施設にアスベストが使われていることを想定し調査の対象を広げることを求め、賛成討論といたします。

広域圏事務組合理約の一部変更についてですが、広域圏の問題の議会は、本来ならそこにかかわる全部の議員で行うべきものであります。それを定数削減とはもってのほかであります。

羽咋病院や斎場、消防等をそれぞれ羽咋病院議会、斎場議会、消防議会などとし、すべての議員を分けてそれぞれでの議会を組織することを求めるものであります。

一部の議員が広域圏の問題にかかわり、その他はかかわらないばかりか報告も受けないという今の体制を改めるべきであります。全員がかかわるのが予算的に問題なら、広域圏議会にかかわるときは、それぞれの自治体の議会の交通費を支出する費用弁償とするべきであります。

以上、反対討論といたします。

議長（松田眞計君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（松田眞計君） これより採決に入ります。

議案第38号 平成17年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決です。議案第38号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第39号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第39号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第40号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第41号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第42号 宝達志水町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第43号 宝達志水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第43号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第44号 宝達志水町立志雄小学校体育館等耐震補強及び大規模改造工事請負契約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第45号 羽咋郡市広域圏事務組合同規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第45号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（松田眞計君） お諮りします。ただいま議案2件が提出されました。

この際これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。

したがって、この際これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

追加提出議案の上程・説明

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、追加提案の前に一言お礼申し上げます。

今定例会で提出したすべての案件について、ただいま決議賜りましたことに対して厚くお礼申し上げます。

それでは、追加日程、御提案いたしました案件について御説明申し上げます。

議案第46号 宝達志水町新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区、第2工区）請負契約の締結については、指名競争入札の際の予定価格が5,000万円を超えるため、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事の請負契約の締結に際し議会の議決を求めるものであります。

なお、本工事は、沢川地区を除く全町内を対象に、2カ年でケーブルテレビ網を設置するものであり、敷設された地区により逐次放送を開始することといたしておりますので、御了承をお願いしたいと存じます。

以上、追加案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます説明を終わります。

議長（松田眞計君） 28番 近岡義治君。

〔28番 近岡義治君 登壇〕

28番（近岡義治君） ただいま上程されました発議第4号 道路整備促進に関する意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

道路は住民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は住民が長年にわたり熱望してきているところであります。

高齢者、少子化が進展している中、活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる地域の実現を図るため、道路整備はより一層重要となっています。経済情勢が厳しい今、公共投資を着実に実施し、住民が真に必要とする社会資本を整備することにより、経済構造の改革を実現させることが必要であります。

21世紀を迎え、社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路こそその中核的役割を担うものであります。そのため、特段の配慮がなされるよう強く要望するものであります。つきましては、議員各位には御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

次に、追加日程第3 議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

討 論

議長（松田眞計君） 追加日程第4 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（松田眞計君） これより採決に入ります。

議案第46号 宝達志水町新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区、第2工区）請負契約の締結についてを採決します。議案第46号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号 道路整備促進に関する意見書についてを採決します。発議第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議員派遣

議長（松田眞計君） 次に、議員派遣についてを議題といたします。

議事都合により暫時休憩します。

午後3時38分休憩

午後3時45分再開

副議長（金田之治君） 休憩前に続き会議を開きます。

議長は、地方自治法第117条の規定によって退席しましたので、副議長である私が会議を続けます。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり実施いたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

副議長（金田之治君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（金田之治君） 起立多数であります。

よって、議員派遣の件については可決されました。

各委員会の閉会中の継続調査申し出について

副議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

副議長（金田之治君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

副議長（金田之治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成17年第3回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 田 眞 計

副 議 長 金 田 之 治

署名議員 安 達 市 朗

署名議員 小 島 昌 治

平成 17 年第 3 回宝達志水町議会定例会

議 決 一 覧

議決番号	議案番号	件 名	議決月日	議決結果	提 案 者
第 8 7 号	議案第38号	平成17年度宝達志水町一般会計補正予算 (第2号)	9月21日	原案可決	町長
第 8 8 号	議案第39号	平成17年度宝達志水町介護保険特別会計補 正予算(第1号)	"	"	"
第 8 9 号	議案第40号	平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診 療所特別会計補正予算(第1号)	"	"	"
第 9 0 号	議案第41号	平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計 補正予算(第1号)	"	"	"
第 9 1 号	議案第42号	宝達志水町常勤特別職の職員の給与に関す る条例の一部を改正する条例について	"	"	"
第 9 2 号	議案第43号	宝達志水町人事行政の運営等の状況の公表 に関する条例について	"	"	"
第 9 3 号	議案第44号	宝達志水町立志雄小学校体育館等耐震補強 及び大規模改造工事請負契約の変更につい て	"	"	"
第 9 4 号	議案第45号	羽咋都市広域圏事務組合理約の一部変更 について	"	"	"
第 9 5 号	議案第46号	宝達志水町新世代地域ケーブルテレビ施設 整備事業ケーブルテレビ施設整備工事(第 1工区、第2工区)請負契約の締結につい て	"	"	"
第 9 6 号	発議第4号	道路整備促進に関する意見書について	"	"	"